

緑に係る市環境保全基準（平成18年8月制定）

（1）市街化区域に係るもの

基準値：緑被率を33%にすること

注）緑被率とは、空から見た敷地面積に対する緑の割合

（2）（1）以外の地域に係るもの

基準：豊かな緑を保全すること

（参考）

・「京都市緑の基本計画」（平成22年3月改正）における市街地の緑（緑被率）とは

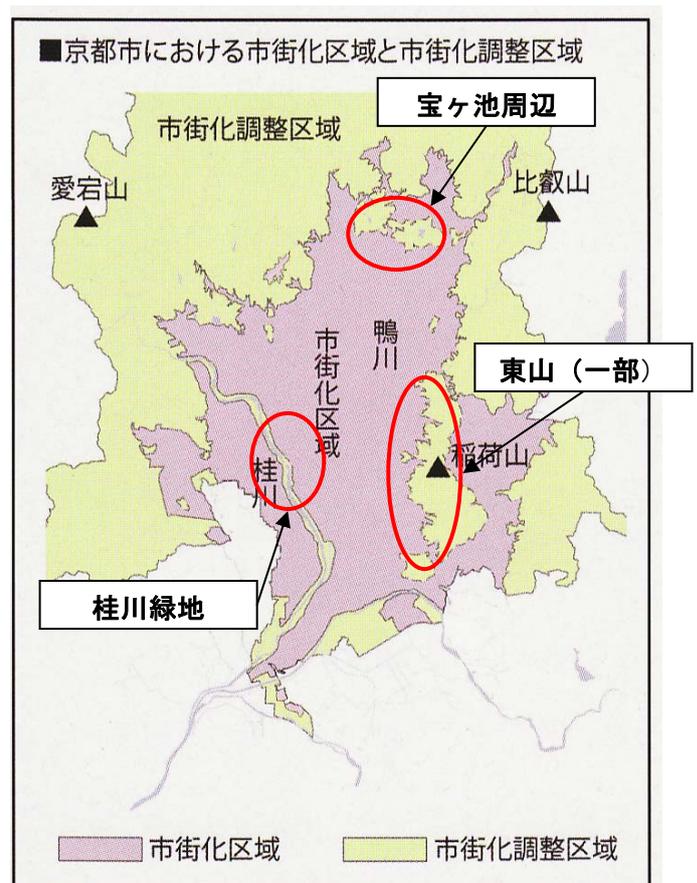
前計画では、市街化区域の緑に限定されていたが、今回の改正により、上記に市街化調整区域の一部（東山や宝ヶ池周辺、桂川緑地などを含む他10ヶ所）も加えられた。

○で囲んだ部分は、新しく追加された主な市街化調整区域

・現況値（H17年調査実績）について

緑被率9.6%の市街化調整区域（2,414ha）を、新たに市街地の緑として追加したために、9.2%増

25.8% ⇒ 35%（9.2%増加）



※以上により、新計画の緑の目標値（緑被率）が前計画の目標値33%から37%に引き上げられた。